

よくある質問への回答

一、『人工知能関連発明の特許出願ガイドライン（試行）』の制定背景は？

近年、人工知能技術革新は次々と新しいブレークスルーをみせ、関連特許出願件数も増加し続け、新たな段階における科学技術革命と産業変革の重要な原動力のとなり、大きな発展の潜在力を示し、世界の主要国は人工知能の開発を国家戦略レベルまで引き上げている。中国共産党中央委員会および国務院の人工知能等の新分野および新産業における知的財産権に関する法制度および政策制度の改善に関する重要な指導を一貫して行い、現行の特許審査基準をさらに明確化し、精緻化し、イノベーション主体が全般的に関心を寄せる核心的な問題を速やかに解決するために、『人工知能関連発明の特許出願ガイドライン』（以下、「ガイドライン」という。）を制定する必要がある。ガイドラインは、現行の特許法の枠組みの下での政策解釈文書であり、出願人が現行の特許審査政策をよりよく理解できるようにするためのものである。

二、ガイドラインに示された4種類の人工知能関連特許出願はどのように分類されるのか。

発明において人工知能が果たす「役割」の違いにより、関連する特許出願は2つのカテゴリーに分けられる。第一のカテゴリーは、人工知能自体が発明の一部である場合であり、第二のカテゴリーは、人工知能が発明に参加する場合、または自ら発明を行う場合である。

第一カテゴリーについては、解決手段の保護対象の違いにより、「人工知能のアルゴリズムまたはモデルそのものに関する特許出願」と「人工知能のアルゴリズムまたはモデルに基づく機能または分野の応用に関する特許出願」の2種類がある。

第二のカテゴリーについては、自然人の実質的な貢献の有無により、「人工知能の助けを借りてなされた発明に関する特許出願」と「人工知能によって生成された発明に関する特許出願」に分けられる。前者は、自然人の実質的な貢献により、発明の過程において補助ツールとして人工知能を使用することを指す。後者は、人間の実質的な貢献なしに、人工知能が単独で発明を生み出すことを指す。

三、人工知能の助けを借りてなされた発明と人工知能によって生成された発明について、人工知能は発明者になれるのか？

民法典によれば、民事主体には自然人、法人、非法人組織が含まれる。人工知能は民法上の民事主体ではなく、法律に基づく知的財産権を享有することができず、現時点では発明者になることもできない。『特許審査指南』第一部分第一章第 4.1.2 節には、「発明者は個人でなければならず、請求書には単位、集団または人工知能の名称を記載してはならない。」と記されている。これは、人工知能が発明者にならないことを明確にしている。

四、抽象的な数学的アルゴリズムに加えて人工知能の技術的特徴を含むクレームは、必ず特許保護の対象に属するものなのか？

人工知能関連発明の特許出願は、「クレームが特許法第二十五条に規定する知的活動の規則および方法に属してはならず、技術的解決手段に関する特許法第二条第二項の規定を満たさなければならない。」という対象要件を満たさなければならない。

クレームには、抽象的な数学的アルゴリズムに加えて、「アルゴリズムは人工知能チップによって実行される」といった人工知能に関する技術的特徴が含まれているが、知的活動の規則および方法の欠点は必ずしも克服されたわけではない。関連する内容が主題の名称にしか示されていない場合、すなわち、クレームは、その主題の名称を除き、それについて限定された内容全体が抽象的な数学的アルゴリズムにしか係わらない場合、クレームは依然として本質的に抽象的な数学的アルゴリズムを保護しようとしており、特許法第二十五条に規定する知的活動の規則および方法の範囲に属し、特許保護の対象に属さない。関連する内容がクレームにおいて主題の名称以外の限定された内容に含まれる場合、すなわち、クレームの解決手段が全体として知的活動の規則または方法ではなく、除外される主題に属さないが、このとき、解決手段が特許法第二条第二項に規定する技術的解決手段に該当するかどうかを判断する必要もある。例えば、ガイドライン第三章 2.2 節シナリオ 2 の例「ニューラルネットワークをトレーニングするためのコンピュータ・システム」では、解決手段に記述されている「メモリ」と「プロセッサ」は、命令を記憶し実行するための担体に過ぎない。解決手段には、自然の法則に従った技術的手段は使われていない。解決しようとする課題はニューラルネットワークのトレーニングの最適化であり、技術的課題ではない。得

られる効果はモデルトレーニングの効率の向上に過ぎず、技術的效果ではない。したがって、これは技術的解決手段に該当せず、特許保護の対象には属さない。

五、対象の問題を判断する際に「特定の技術的相関関係がある」は、「コンピュータ・システムのハードウェアに改良を加えなければならない」を意味するのか？

特定の技術的相関関係があるからといって、コンピュータ・システムのハードウェアに構造的な変更を加えなければならないわけではない。人工知能のアルゴリズム改善の解決手段については、コンピュータ・システムのハードウェア構造そのものが変更されていなくても、その解決手段によってシステムの資源配分が最適化され、コンピュータ・システムの内部性能の向上という技術的效果が一般的に達成されるのであれば、人工知能のアルゴリズム的特徴とコンピュータ・システムの内部構造との間に特定の技術的相関関係があり、ハードウェアの性能を向上させることができると考えることができる。例えば、ガイドライン第三章第2節の例「ディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法」では、ハードウェアとしてのプロセッサは、構造そのものは変えていないが、異なるサイズのトレーニングデータを選択し、処理効率の異なるユニプロセッサトレーニング手段やマルチプロセッサトレーニング手段に適応させると、トレーニング過程におけるハードウェアの性能効果が向上した。解決手段に記載されたモデルトレーニング方法とコンピュータ・システムの内部構造との間に特定の技術的相関関係がある。

六、人工知能関連特許出願の完全開示について、ガイドラインはどのような指針を示しているのか？

ガイドライン第四部分は、『特許審査指南』第二部分第二章で言及されている「特許法第二十六条第三項の規定による完全開示の審査規範」を基礎とし、さらに「人工知能分野の特許出願における完全開示の要件」について詳述したものである。人工知能の「ブラックボックス」問題がもたらした特許上の課題に積極的に対応し、出願人が特許出願の起案時に保護との引き換えになる開示の要件を満たすために、発明の貢献の種類に応じて明細書に記載すべき内容を決定し、従来技術に貢献する部分を十分に記載するよう合理的に指導するために、ガイドラインは例文の形で書き方を提案している。

七、人工知能関連発明の特許出願について、出願シナリオの変化に適応したアルゴリズムやモデルの変更は進歩性の評価においてどのように考慮されるのか。

『特許審査指南』第二部分第九章第 6.1.3 節は、「技術的特徴を含むとともに、アルゴリズム的特徴またはビジネスルールおよび方法的特徴を含む特許出願の進歩性審査を行う場合、技術的特徴と機能的に支え合い、相互作用的な関係を有するアルゴリズム的特徴またはビジネスルールおよび方法的特徴と当該技術的特徴とを全体として考慮するものとする」と規定している。人工知能アルゴリズムまたはモデルを特定の応用シナリオに応用する場合、通常、アルゴリズムまたはモデルを適応的調整または変更を行う必要があり、技術的特徴が機能的に支え合い、相互作用的な関係を有するアルゴリズムまたはモデルの機能および技術的機能を全体として考慮しなければならない。「機能的に支え合い、相互作用的な関係を有する」とは、アルゴリズム的特徴と技術的特徴とが密接に統合され、共にある技術的課題を解決するための技術的手段を構成し、対応する技術的效果が得られることを意味する。この調整または変更が、その応用シナリオにおける特定の技術的課題を解決し、対応する有益な技術的效果をもたらす、技術的解決手段を全体として従来技術に対して非自明とする場合、その技術的解決手段は進歩性を有する。そうでない場合、そのような調整や変更によって技術的解決手段に進歩性が備わることがない。

八、発明の特許出願における人工知能の倫理問題について、ガイドラインはどのような指針を示しているか？

特許制度は、イノベーションの成果を刺激し、保護する有効なメカニズムとして、人工知能技術の応用などを標準化し、指導する上で重要な役割を果たしている。本ガイドラインの第六章は、人間本位、AI for Good を提唱し、出願人に対して、人工知能に関連する特許出願において特許法第五条の規定を遵守すること、すなわち、関連する法律の要件に適合し、社会道徳に反しないこと、公益を阻害しないことを指導することを目的としている。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。